

第3章

防災用無線システムの運用

災害大国である我が国において、高齢化、都市化、過疎化、情報化など社会変化に伴い、災害の態様が変化しております。

その中で、災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、様々な手段を用いて迅速かつ的確な防災情報の提供を行うための防災用無線システム整備を行う必要があります。

防災用無線システムの導入、高度化及び新しいシステムの導入を行うに当たっては、その運用方法を定め、それに従って運用する必要があります。具体的には、非常通信計画の作成、運用体制の整備、非常通信訓練の実施等があげられます。

1 非常通信計画の作成

(1) 非常通信計画とは

非常通信計画とは、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時における通信の円滑な運用を図ることを目的として作成される計画のことです。

都道府県及び市町村は、災害対策基本法第40条及び第42条に基づき、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達に関する計画を地域防災計画の中で定める必要があります。

(2) 非常通信計画の作成

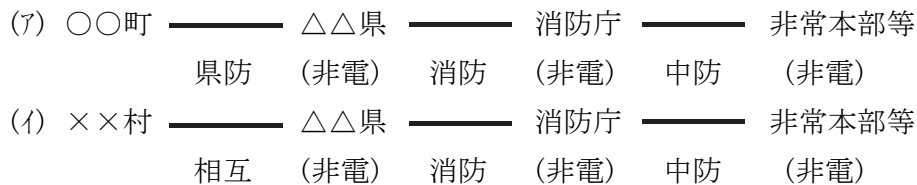
はじめに、公衆回線網の途絶又は輻輳が発生し、通信が困難な場合を想定して、自機関の非常通信システムを利用した非常通信計画を作成します。

次に、自機関の非常通信システムが途絶の場合を想定して、他機関の非常通信システムを利用した非常通信計画を作成します。

ア 自機関の防災用無線システムを利用する非常通信計画

都道府県防災行政無線、市町村防災行政無線、防災相互通信用無線など、自機関が保有している非常通信システムの種類、その設置場所及び情報伝達経路について、商用電源停電を考慮しつつ計画を策定します。

(例) 情報伝達経路



県防 : 都道府県防災行政無線網
消防 : 消防防災無線網
中防 : 中央防災無線網
相互 : 防災相互通信用回線
(非電) : 非常用電源での稼働が可能な機関

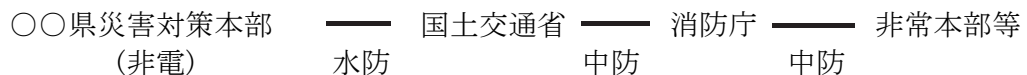
イ 他機関の非常通信システムを利用する非常通信計画

非常時に利用可能な非常通信協議会構成員等他機関の保有する自営通信システムの種類、設置機関、場所及び情報伝達経路について計画を策定します。

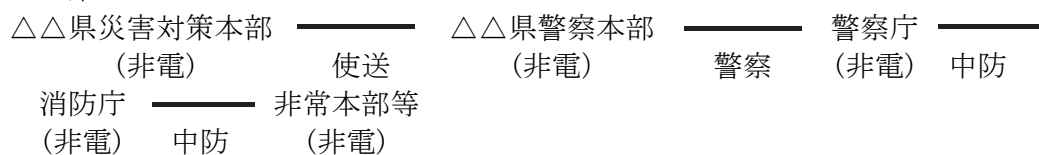
なお、非常時に利用可能な非常通信協議会の通信施設は、地方非常通信協議会又は地区非常通信協議会の事務局へお問い合わせ下さい。

(例) 都道府県における他機関の非常通信システムを利用した非常通信計画

<○○県>



<△△県>



水防 : 水防道路用通信回線
警察 : 警察用通信回線

※ 都道府県と市町村を結ぶ通信ルートである「地方通信ルート」の策定に当たっては、「地方通信ルート策定のための指針」を参考に、各地方非常通信協議会と御相談の上、策定願います。